

# 市 売 規 定 (改定分)

日田地区原木市場協同組合（以下協同組合と称する）の市売規定を次のとおり定めます

## 第1条 加盟事業所

株式会社日田中央木材市場 日田木材市場株式会社 株式会社九州木材市場 株式会社ナンブ木材流通

日田市森林組合 日田郡森林組合 日田木材協同組合

## 第2条 市売規定の遵守

協同組合加盟事業所の市場、共販所（以下市場と称する）で市売入札に参加する者は、本市売規定を承認したものとみなします。

## 第3条 市日の制定

市場の市日は、原則として協同組合制定の市日表に基づき天候に関係せず開市します。

## 第4条 入札の方法

- 1 参加者の競争入札としますが、市場の対応が可能な場合はFAXやインターネットによる入札参加を可とします。
- 2 入札対象極積の落札者は、最高競り金額を提示した入札者とします。但し市場の希望額に達しない場合は不落とすることがあります。
- 3 談合して入札した者の入札は無効とします。

## 第5条 落札代金（運賃・積込料）の決済方法

- 1 落札代金の決済は、すべて協同組合の集金受託業務で行います。
- 2 落札代金は、現金または期日到来の小切手でもって清算し、手形取引は一切致しません。
- 3 落札代金は、原則として協同組合開設銀行口座への振り込みとします。但し協同組合事務所及び市場においても入金受付を行います。

## 第6条 落札代金の決済期限

- 1 落札代金は入札の日より10日以内に納入することを原則とします。
- 2 落札代金が20日以内に入金がない場合は、21日目より年率10.95%（日歩3銭）の遅延利息

を申し受けます。

#### 第7条 入札参加の条件

- 1 当市売規定に定める開市に入札参加する者は、日田素材買方協同組合員（以下買方組合員）であります。
- 2 落札代金が入札の日より起算して、20日を経過しても入金がない場合は、原則として22日目より入札を断ります。但し買方取引契約差入書を差し入れた者は、その要件によります。

#### 第8条 落札材の引取および倉敷料の徴収

- 1 落札材は落札の日より10日以内に引取りを完了してください。
- 2 落札材が20日を経過しても引取りがない時は、管理責任は落札者に帰します。
- 3 倉敷料は落札の日より10日を経過すると11日以降について100円/m<sup>3</sup>買主より徴収します。  
但し20日以内に引取りを完了したときはこれを免除いたします。
- 4 落札材が60日を経過しても引取りがないものは、市場は買主の了解の上処分します。  
処分費用は買主の負担とします。

#### 第9条 落札材の解約

落札材の解約は市日当日限りとします。この場合は落札金額の20%を損害金として申し受けます。

#### 第10条 落札材の積込

落札材の積込のために市場のリフト等を使用した場合は、積込料として500円/m<sup>3</sup>を申し受けます。

第11条 この規定にない事情が生じた場合は、その都度市場と買主が協議します。

昭和59年11月15日制定

昭和59年12月 1日改正

平成 2年11月 1日一部改正

平成 4年11月 1日一部改正

平成20年 4月 1日一部改正